

# 仙台白百合学園いじめ防止基本方針

仙台白百合学園中学・高等学校

## 1. いじめ防止等に関する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や心身に重大な危険を生じさせるものである。

本校は、本校生徒の尊厳と生命・心身の安全を保持するため、全教職員が一致協力するとともに、家庭、関係機関と連携の下、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学園全体に醸成し、いじめの防止・いじめの早期発見と対処の対策を行う。

尚、いじめとは生徒自身が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2. いじめ問題対策委員会の設置

○本校に、「いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめに関する諸問題に取り組むに当たっての中核となる役割を担うものとする。

○いじめの問題への対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立し、一部の教職員が抱え込むことのないよう「いじめ問題対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。

○「いじめ問題対策委員会」に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

○いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするためにも、日頃からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

## 3. いじめの防止等に関する取組

### (1) いじめの防止

#### ①いじめに対する共通理解

○職員全員のいじめの問題に対する取組を図るため、いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議により共通理解を図る。

○校長や教職員は、全校集会や朝礼、学級活動などで、日常的にいじめの問題に触れ、いじめを許容しない雰囲気や学園全体に醸成し、生徒のいじめ未然防止への意識を高める。

#### ②生徒指導の充実

○生徒をいじめに向わせないための指導の基本は、自律心及び愛徳の精神の養成である。生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に諸活動に臨む姿勢を育てる。

○生徒の心に集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係を、学級活動や生徒会活動等を通して構築することにより、生徒一人一人に自己肯定感を育む。

### (2) いじめの早期発見

#### ①いじめの認知

○いじめは、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示すささいな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめを隠したり軽視することなく積極的にいじめを認知する。

#### ②実態把握と情報共有

○いじめの実態把握のため、最低年2回の担任による生徒面談や最低1回の保護者面談を実施、またスクールカウンセラーによる教育相談等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい体制を整備する。さらに、中学生にあっては、日々の「学習と生活の記録」により、担任に相談しやすい環境を整える。

### (3) いじめへの対処

#### ①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめまたはいじめと疑われる行為は、その場でその行為を止める。
- いじめと疑われる行為には、教員が早い段階から関わりを持つ。
- いじめの被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先する。
- 生徒又は保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- いじめの相談・発見・通報を受けた教員は、「いじめ問題対策委員会」に直ちにその情報を提供し、いじめであるかどうかの調査・判断を組織的に行う。
- いじめであるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。
- いじめの中には、教育的配慮や被害者の意向への配慮のもと、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応が必要なものがある。
  - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められたときは、早期に警察に相談をする。
  - ・いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察に通報する。

#### ②いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

- いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う際は、「あなたは悪くない」ということをはっきり伝え、自尊感情を高めることに留意する。
- いじめを受けた生徒の保護者には、迅速に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- いじめを受けた生徒の保護者に対して、事実確認のために聞き取りやアンケート等により判明した情報について適切に提供する。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払う。そのために、本校の「特別支援委員会」に情報を提供し、必要な支援を行う。

#### ③いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- いじめた生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動等を反省させ、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- 多くの生徒が被害と加害の立場の入れ替わりを経験するという調査結果を踏まえ、加害生徒が相手側の生徒に意図せず心身の苦痛を感じさせてしまっている場合には、必ずしも厳しい指導を行うとは限らないことに留意する。
- 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。
- 学級、部活動等の所属集団の構造上、観衆・傍観者のいじめに加担する行為であることを理解させ、集団全体で話し合うなどして、いじめを許容しない雰囲気形成されるよう指導を行う。

#### ④ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込みについては、被害拡大を避けるため直ちに削除する処置をとる。
- ネット上のいじめやトラブルを防止するためにも、情報手段を効果的に活用できる判断力や心構えを身に付けさせるための情報モラル教育を充実させる。
- 保護者にネット上のいじめの問題についての理解を啓発するとともに、併せて、ネット被害未然防止のためにもフィルタリング機能の利用促進について理解を求める。

## 4. 重大事態への対応

### (1) 事実関係を明確にするための調査

#### ①調査組織

- 「いじめ問題対策委員会」を母体として、適切な専門家を加え組織的に調査を行う。  
必要があれば、関係機関とも適切に連携し、対応に当たる。
- 本調査によって、全教職員は事実に向き合い、当該重大事態への対応や同種の事態の再発防止を図る。

#### ②いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合

- いじめの被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- いじめを受けた生徒から十分聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- 質問紙調査によって、当該事案の事実関係が広く明らかになることで、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

#### ③いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- 当該生徒や保護者の要望意見を迅速に聴取し、今後の調査について当該保護者と十分に協議して調査に着手する。
- 調査の方法は、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取りなどを行う。

#### ④その他の留意事項

- 調査の結果、重大事案であると判断した場合においても、未だ一部が解明されたにすぎない場合があり得ることから、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。(事実関係の全容が十分に明確にされたと判断できる場合はその限りではない)

### (2) 調査結果の提供及び報告

#### ①いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係(いつ、誰から、どのような様態で行われたか、学校がどのように対応したか)について説明をし、適時・適切な方法で経過報告する。
- 情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。
- 質問紙調査に記入された内容をいじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることについては、調査実施前に、調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

#### ②調査結果の報告

- 調査結果については、学園理事長及び私学・公益法人課に報告する。

### (附則)

- 1 この仙台白百合学園いじめ防止基本方針は、平成26年4月1日から運用する。